



令和8年1月以降に
婚姻された
皆さまへ

境町 結婚新生活支援補助金

家賃・引越し代・住宅取得費を
最大 **60万円** 補助します！

申請期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月12日(金)

※申請期限に間に合わない場合は事前にご相談ください。

対象世帯 次のすべてにあてはまる方

予算に限りがあります。
早めにご検討ください！
※申請期間を過ぎると
受付できません。

婚姻日について

婚姻日が**令和8年1月1日から
令和9年3月31日**の間である

※夫婦が外国籍の場合、日本の市区町村
役場に婚姻届を提出した方に限ります。

年齢について

夫婦ともに、**婚姻日時点の年齢が
39歳以下**である

講座の受講について

夫婦ともに、**支援プログラムの
講座動画を視聴**した

※詳細はこの補助金のHPをご確認ください。

所得について

**夫婦の合計所得額※が
500万円未満**である

年収の目安
670万円

★貸与型奨学金を返済した分は所得額
から控除できます。

※申請日時点で取得できる直近の所得
証明書をもとに計算します。

その他

- ・町内の住居に住んでいる
- ・**その住居に住民登録**している
- ・夫婦ともに、町税等の滞納がない
- ・夫婦ともに、過去にこの補助金の交付を
受けていない

対象経費 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に要した次の費用の
合計に対し、**最大で60万円**を補助します。

補助上限額 夫婦ともに婚姻日時点の年齢が**29歳以下**の世帯：60万円
それ以外の世帯：30万円

住宅の新築・購入

建物の新築・購入費用

住宅の賃借

賃料、敷金、礼金、共益費、
仲介手数料

※職場や生活保護費から住宅手当を
受給している場合はその分を除く

引っ越し

引越業者・運送業者に払った費用
(荷物の移動・運送に要した部分)

住宅のリフォーム

建物の修繕・増築・改築費用

申請先 境町役場地方創生課

TEL 0280-81-1309 (庁舎3階)



詳細はこちら

申請から交付までの手順

申請

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて
地方創生課（役場3階）へ提出してください。

審査

町は提出された書類を審査し、補助金の交付を決定します。

決定

申請者へ交付決定通知が届きます。
（請求書が同封されています。）

請求

対象経費の支払いを終えた後、請求書に必要事項を記入し、必要書類を添えて
地方創生課（役場3階）へ提出してください。

※補助金は、請求書に記入された口座へ後日振り込まれます。



申請に必要なもの

結婚新生活支援補助金 交付申請書

補助金申請者アンケート

戸籍謄本 または 婚姻届受理証明書

住民票謄本

取得
場所

戸籍謄本

本籍地をおく市町村にて取得※1

婚姻届受理証明書

婚姻届を提出した市町村にて取得

住民課（役場1階）窓口等にて取得

※1 本籍地が境町以外の方でも、本人や配偶者等が来庁
する場合は、境町の住民課で取得できます。

課税証明書（夫婦それぞれの分）※2

印鑑（認印）

取得
年度・
場所

申請が4～5月

令和7年度 課税証明書（令和6年分収入による所得）を
令和7年1月1日時点で住所を置く市町村にて取得

申請が6～3月

令和8年度 課税証明書（令和7年分収入による所得）を
令和8年1月1日時点で住所を置く市町村にて取得

領収書がすべて揃っている方で、
申請と同時に請求書を提出する場合は
必ず印鑑をお持ちください。

※2 必ず夫婦分が必要です。所得
がない場合は、非課税証明書
を取得し提出してください。

該当する対象経費について必要な書類

住宅を新築・購入した方

- 住宅の売買契約書
または 工事請負契約書
- 住宅ローン返済予定表
- 領収書等の写し

引越した方

- 引越費用の領収書の写し

住宅をリフォームした方

- 工事請負契約書
- 領収書等の写し

住宅を賃借した方

- 住宅の賃貸借契約書
- 入居時に支払った額の明細
※敷金・礼金・仲介手数料や、
初月の日割家賃を対象経費に含める場合。
- 住宅手当支給証明書
※支給がない場合でも提出が必要です。
職場で証明を受けて提出してください。
- 賃借費用の領収書等の写し

該当する方は必要な書類

貸与型奨学金を返済している（した）方

- 返済した奨学金の額が分かるもの ※申請が4～5月：令和6年中の返済額、申請が6～3月：令和7年中の返済額